

平成27年第4回定例会（12月）一般質問

（1）株式会社富士工業との一般廃棄物収集処理および衛生センター維持管理業務における一者特命随意契約について

○ 議長 堀 広一 順番3 宮下裕美子君ですが、資料の配付を求められています。今回は許可しますが、議会は言論を原則としておりますので、十分に配慮した発言をお願いします。

○ 議員 宮下 裕美子 通告書に従い、質問を始めさせていただきます。まず、皆さんのお手元にカラー刷りのA4、4枚の資料を配付させていただきました。最初に通告書を読ませていただき、その後、この資料の説明と共に質問に入りたいと思います。最初の質問は、株式会社富士工業との一般廃棄物収集処理及び衛生センター維持管理業務における1者特命随意契約についてです。今年9月の平成26年度決算特別委員会審議において、約30年間に渡り標題の契約事実が明らかになりました。その時に十分な説明はなされなかったと記憶しています。そこで情報公開制度により平成15年度から平成26年度までの契約書並びに仕様書、予算関連の資料を取り寄せました。それを基に作ったものが皆さんに配付した資料です。この資料を作るにあたって色々数字をはめていったわけですが、そうするとこの委託業務に関して様々な事実が見えてきました。それと共に疑問点も数多く見つけれられましたので、今日はこのことについて質問していきたいと思います。この業務に関して前回の決算特別委員会時に櫻庭町長は、このような発言をされています。

「私の任期は平成16年10月からなので、約30年前、どうして一者特命随意契約にしたのか、私には答えられない。」あるいは「行政の継続性として同じように行ってきた。」それと「一者特命随意契約の問題を議会から指摘された記憶はない。」という発言がありましたが、調べてみると直近の10年間の中でも様々な問題が見つかりましたので、その部分についての説明責任は櫻庭町長にありますし、この問題の根本は一つの委託事業ということではなくて行政の公平性や透明性に関連があります。当初、住民監査請求を考えていたのですが、住民監査請求は支払いから1年間以内しか請求できないという制約があり、過去の長いことの積み重ねの今回の件については、住民監査請求で調べるよりも議会としてきちんと追及すべきあるいは中身を明

らかにすることが必要であると考えました。それで、今日は情報公開制度によって明らかになった資料を基に質問させていただきます。これは、私が作成した資料であります。このデータの基は町が執行にあたって作った契約書、見積書、仕様書あるいは数字を並べたものです。基本的に町の執行した結果がここに表れているということですから、どのことに対しても行政側は十分認識していると思っていますので、お答えいただきたいと思います。それでは資料1をご覧ください。これは、委託業務契約書・見積書・発注決議書からそれぞれ契約金や見積金額あるいは契約方法やその根拠などについて抜き出したものです。上が平成26年度で下にいくほど年次が下がり平成15年度まで書いてあります。ところどころ数字が抜けているのは、書式が変わっていて必ずしも同じような書き方がなされていないものです。当てはめられる所だけ入れた部分もあります。1点目ですが、一番左の委託業務契約書の委託契約金で、水色で書かれている部分と濃いピンクの部分、次に、真ん中にある水色の部分で、見積書の見積金額になります。もう一つは、発注決議書の積算額のところで、歯抜けのように2箇所水色の金額になっているわけですが、本来、これは、同一であるということとはあまり考えられない。普通に入札する、工事の発注等をする場合でも町側が基本的に設計を立ててその後見積りを見て最終的に契約するかたちになると思うのですが、この中で水色の部分は全て同じ金額になっていました。それから、平成23年度から平成26年度については、平成22年度と平成23年度で書式が変わり消費税の扱いが変わっていて、見積金額が出ているのですが、最終的な契約金額には見積金額の隣に薄いピンクの部分に消費税を加えたかたちで、最終的な委託契約金額が積算されていました。ということは、基本的にこの見積金額と委託契約金額がずっと同じ金額できていたとみます。なぜ、このような同じ金額が出てきたのかということが疑問ですので、どういうやり方をしてこのようになっているのか、後でご説明いただければと思います。2点目の疑問点ですが、一番右側の摘要欄に黄色の部分があります。これは、発注決議書の契約方法の根拠の契約理由を一者特命随意契約にした理由が書かれている項目です。この事業については、全ての契約の根拠がここに書かれているように、月形町財務規則第140条の2第1項第1号という項目です。一番下に財務規則について書いてあります。ここに書かれている根拠となる部分を読ませていただきます。第140条の2 予算執行者等は、随意契約に付するときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれか

に該当する場合は、1人の者から見積書を徴するものとする。(1)契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき。これに当てはまるということで、ここに色々と書かれているわけですが、この黄色い部分に書かれているのは、当社に4tトラックを購入させH16からH20までの5年間償却期間があるため特命とするという書き方をされています。基本的にこの委託業務は単年度契約です。なぜ、単年度契約なのに5年間の償却期間があるため特命とするのかということが疑問です。それから、本来この4tトラックは、資料4の仕様書・契約書の記載事項・抜粋で出てきますが、それによって業者が用意することになっているわけですが、この償却期間があるから特命とすることが特命の理由になるのかという疑問があります。これが2点目の疑問です。3点目の疑問として、同じ摘要欄ですが、黄色の部分から上を三色に塗り分けてあります。単年度ごとに理由が書かれているのですが、大体同じような内容で「近隣に最終処分場の施設管理資格者を有している業者がない。」あるいは「近隣に最終処分場の施設管理資格者を有しており、」という書き方をされています。平成26年度の欄では「近隣に最終処分場の施設管理資格者を有しており、本町の最終処分場の維持管理を受託可能な事業所がないこと。長年当町の収集業務に従事しており、収集経路・収集場所・施設設備の維持管理等に精通しているため、一者特命とする。」という書き方がされています。この後半「長年当町の収集業務に従事しており、」とありますが、他の事例を見ても長年それを請負っているから一者特命にするという理由は、一者特命の理由にはなじまないということが、他の町の指摘事項に上がっていて、なぜかというと、収集経路・収集場所・施設設備の維持管理等については、基本的にマニュアルがあればそれで十分引き継げる内容であるという程度のことなので、それを根拠に一者特命というのはなかなか難しいと書かれています。それから「近隣に最終処分場の施設管理資格者を有しており、本町の最終処分場の維持管理を受託可能な事業所がないこと。」と書いてあります。月形町にはなくて富士工業は美唄の会社ですが、近隣はどこまでを指しているのかわかりませんが、例えば岩見沢市にもそれと同じような業者はありますし、岩見沢市の中でも北村にもあり、なぜ、このことが直接その相手しかないのか。第140条の2第1項第1号にある契約の相手方がそこしかないという理由になるのか。その理由がわかりませんので、そこをお答えいただきたいと思います。資料1については、それだけです。資料2に入ります。資料2は、委託業務発注決議書の中の積算内訳から取った数字です。見積書は

大きな金額しか私には提示されませんでしたので、細かい資料を見るためには発注決議書を見るしかありませんでした。私が疑問に思っているのは、平成21年度です。これは、パッカー車、2tトラック、4tトラックの非課税経費ということで、自賠責保険、重量税、印紙代、任意保険、自動車税がそれぞれ年次で各車にいくら支払われていたのかというデータです。前回の説明でもお分かりのように平成21年度までは業者がパッカー車、2tトラック、4tトラックを所有してそれを町に提供していました。平成21年度にパッカー車と2tトラックは新しい車に入れ替えたということで、新しい車は町の所有車輛という関係から自賠責、重量税などがゼロの記入となっています。4tトラックは平成16年度に購入してそのまま継続して同じような形態になっています。問題になるのは、平成21年度で取得日を財産に関する調書より見ますとパッカー車は平成21年9月15日、2tトラックは平成21年12月14日でした。平成21年度途中に車を入れ替えたということは、契約書の変更契約書がありましたので、それについては問題ないのですが、パッカー車の経費が年度当初は3台保有していることになっているのに全部抜けていたのかということがちょっと分からなかったもので、その説明を受けたいと思います。資料2は以上です。資料3になります。車輛経費:課税分です。これは、パッカー車、2tトラック、4tトラックと燃料及び維持費というかたちで構成されています。パッカー車、2tトラックについては、平成21年度までの車検費、車検代行手数料の項目、2tトラックについては、平成21年度まで計上されています。4tトラックについては、車検費と車検代行手数料の他に平成16年度から平成20年度まで車輛償却費が計上されていました。それから、燃料及び維持費については、燃料費(3台分)というかたちで金額が計上されています。これも途中で書式が変わっていて平成15年度から平成18年度については、単なる燃料費という書き方で、どこの部分までを指すのかちょっと分かりません。それから、平成19年度からは燃料費の所に(フォークリフト分)と別に書かれていました。補修費については、ずっと計上されているのですが、平成15年度19万円、平成16年度98万6,900円になっていましたが、平成17年度40万円、平成18年度から以降は60万円計上されています。その他パッカー車維持修理費ということで、平成20年度までということなので業者が所有しているパッカー車あるいは2tトラックの修理費がここに計上されています。まず、この中で最初に疑問に思ったのは、燃料費ですが、資料4を見ていただきたいのですが、下の所に無償貸与車両、施設及び貸与用具等一覧表が仕様書に付いて

いるわけですが、その中に貸与車両としては、(1)町所有貸与車両、甲というのは町ですが、町が任意自動車損害賠償保険に加入する車両として、トラッシュローダー、タイヤショベル、フォークリフトが書いてあります。(2)町所有貸与車両、これは町が貸与しているけれど業者が任意の保険に加入している車両として、パッカー車、2tトラックが書いてあります。これは平成22年度から平成26年度です。その他に町リース貸与車両として、油圧ショベルがあります。不整地運搬車は年次が区切って書かれていて、油圧ショベルも年次によっては冬期間のみというかたちで、これが町の貸与している車両です。この他2契約書(車両の貸与等)の5番、薄紫色の部分ですが、乙というのは業者ですが、業者は貸与車両、先ほど書いてあった全体の1番の貸与車両以外の車両について別に定める仕様書により配置するものとする。ということで、右側に仕様書(車両等の配置)という項目があります。第6条 業者は町が貸与する以外の車両について配置するものとする。ということで(1)収集車両は、4tトラック車とし、町が指定する色に車体塗装を行い、指定する文字を明記する。からずっと書かれていて、これは4tトラックを町が業者で用意しなさいという中身が書いてあります。一つ前に戻っていただきます。資料3で今、貸与車両と業者が用意する車両が色々あるのですが、その中で燃料費として発注書で町が後でお金を払うということで、燃料費(3台分)と燃料費(フォークリフト分)と分かれていますので、なぜ、ここだけ分けて払うようになっているのか、その理由を知りたいと思います。6点目の質問として、燃料費の見積りをどのように出しているのか、疑問に思います。実は、平成19年度の詳細な見積書を入手することができました。平成19年度は資料1を見ると分かるのですが、委託契約金、見積金額、積算額全て同額になっていますので、私が持っている資料は見積書の詳細ですが、中身は積算額と同じになることではないかと考えます。分かっている数字は同じだったので、詳細を見ると燃料費の積算の内訳には、燃料費(3台分)、軽油、月2,500リットルに116円を12箇月で乗じた金額が書いてありました。一方、燃料費(フォークリフト分)、ガソリン、月30リットルに116円を12箇月で乗じた金額が書いてあり、同額でそれは単価になり、その他月を乗じて計算されていると思いますが、最終的な金額は同じになっていました。私が持っている資料は平成19年度だけだったので、それ以降については、どのような積算の仕方をしているのか。先ほど言ったように金額的に軽油とガソリンを同額で見積もられていることも疑問です。それから、燃料の積算は何リットル使っていてどのようになっ

ているのかも分かりませんので、それも教えていただきたいと思います。7点目の質問は、資料4に戻りますが、一番上に1仕様書(精算行為)という項目があります。平成22年度から平成25年度のみがこのことが書かれていたわけですが、1仕様書(精算行為)第8条 委託業務にかかる次の経費については、実績に応じて委託料の最終支払い月に精算するものとする。ということで、(1)貸与車両及び収集車両等に係る燃料(2)収集車両補修費という書き方がなされています。資料3に戻ると、濃い青と濃い緑の部分がそこに当たるのですが、支出命令票が付いていて、そこを見る限り4月から毎月定額で最後の月まで支払いになっていて、精算された痕跡を見つけることができませんでした。もしかしたら私の持っていない資料があるかもしれないので、それも含めてお答えいただきたいと思います。8点目、これが最後の質問になるのですが、資料3の緑色の右側2列にパッカー車と2tトラック維持修理費が書かれています。これは平成20年度以前ですので、業者が所有するパッカー車と2tトラックの修理費になるのですが、先ほど資料4の右側に仕様書(車両等の配置)(4)収集車両の修理は、乙、いわゆる業者の経費負担において行うものとする。と書かれていたのですが、ここではパッカー車と2tトラックの修理経費が毎年度計上されていました。古くなったから平成21年度に入れ替えたという説明が前回ありましたので、これだけ修理経費がかさんでいたからそのようになると思います。元々、業者が準備して提供する車両と言われながら、この維持修理費を町で全部みているということは、町の所有車両と富士工業の所有車両と何が違うのか。町がどこまで支払って業者がどこまで支払うのか区分けがちょっと私には曖昧で分からなかったもので、その説明をお願いしたいと思います。ということで、今、たくさんしたことだったので、もう一度、整理させていただきます。お伺いしたいのは、1点目は、資料1の見積書等の金額が一致していることの原因をお願いします。2点目は、平成18年度の一者特命の理由、適用の枠に書いてある黄色の部分の理由がなぜこのようになっているのか説明をお願いします。3点目は、平成19年度から平成26年度までの一者特命の理由、黄色の部分の上の所に色々と書かれています。先ほど私が説明したようにこの文言だと必ずしも相手が一者に特定されないと思いますが、そこはどのような見解があってこのようになっているのか、お伺いしたいと思います。4点目は、資料2の平成21年度の車両経費の取り扱いについて、特にパッカー車の部分がずっとゼロできていることがよく分からなかったもので、お願いします。5点目は、資料3の燃料費の町所有車と業者所有車

と色々な車がある中で、この4台についてこのように支払われているのは理由があって振り分けていると思いますが、その理由をお願いします。6点目は、燃料費の見積方法について。7点目は、燃料費と補修費の精算について。8点目は、業者所有車両の修理費を捻出しているわけですが、それと町所有車両との違いは何か。この8点について、お答えいただきたいと思います。

○ 議長 堀 広一 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 まず、お答えさせていただきます。今までの一般質問の通例として、質問内容がはっきりしていて、それに対して私たちは答弁書を作成、検討しながらきていたというのが事実であります。今ほどの1点目から8点目の質問については、今、聞いた質問ですので、これらについては、担当から答えられるものについては、答えていきたいと思います。ただ、この通告書から様々な問題があったということで、9月の決算特別委員会で宮下委員の発言、そして「ゆみこの議員活動報告書12」の2つの中で、大きな問題点としては、一者特命随意契約を30年続けてきたことに対する違法性があったのではないかとということだったので、それについては、私からまず答えさせていただきますと思っています。ただ、これについては、今ほどの具体的な質問に対する答えではありませんが、この一般質問通告書を読みながら、今までの通例でいくとこのようなかたちになるとご理解していただきたいと思います。議長、そのようなことで答弁させていただいてよろしいでしょうか。

○ 議長 堀 広一 はい。

○ 議長 堀 広一 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 これまでの塵芥収集処理業務についての経緯について説明させていただきます。月形町の一般廃棄物収集処理及び衛生センター維持管理業務についてですが、本町では、昭和59年までは一般廃棄物収集と最終処分場の維持管理いわゆる塵芥収集処理業務については、町直営で実施しておりました。昭和60年5月1日からは、より良い住民サービスになるよう直営から民間委託に変わり、昭和60年度の初回は2者による見積り合わせを実施して委託業者を決定しております。その後、昭和61年度以降については、昭和60年度に落札した業者を毎年指名して見積り合わせを実施して随意契約で業務を委託契約し、平成26年度まで約30年間委託業務を続けてまいりました。随意契約についてですが、本年9月の平成26年度決算特別委員会において「委託業務を約30年間に渡り一者特命での随意契約をしてきたのはなぜ

か。」という質問がありましたが、地方公共団体が締結する契約は、原則、一般競争入札としており、随意契約を含めたその他の方法による契約は例外的な方法とされております。随意契約とは、地方自治法により地方公共団体が競争の方法によることなく任意に特定の者を選定し、その者と契約を締結することを言いますが、随意契約は、一般競争入札を原則とする地方公共団体の契約方法の特例とされており、この随意契約によることができる場合として地方自治法施行令により9つの要件のいずれかに該当する場合に限るとされ、そのうちの一つとして随意契約を行うことができる場合として、契約業務は性質又は目的が競争入札に適さないものについて契約するときは、随意契約を行うことができるとされております。月形町の一般廃棄物の収集処理及び衛生センター維持管理業務は、その性質又は目的が競争入札に適さないものとするときの規定に該当するものとして、月形町財務規則第140条の2第1項第1号の規定による契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるものとして一者特命による随意契約としてきたところであります。更に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により一般廃棄物の収集、運搬又は処理を市町村以外の者に委託する場合の基準として、その法律の施行令第4条第1項第1号において、受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。と規定しており、これは、法律が経済性よりも業務の遂行の正確さを重視していると解されるものであり、このことから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号のその性質又は目的が競争入札に適さないものとするとき。の規定を適用し、随意契約としていたるところであります。今回の塵芥収集処理及び衛生センター維持管理業務は、収集業務や衛生センターの適切な管理を実施するため、業務の確実な履行を重視し道路網や収集日、収集時間、分別区分を熟知しており、収集所の清潔さへの配慮等についても十分な能力を有していることから、長年に渡り同一業者に委託してきたもので、長期に渡り同一事業者に委託することは、業務の実行性という点から随意契約を実施してきたものであり、業務の実施の実行性を担保できる業者を選定させていただいており、平成26年度までは単に経済的な理由により競争入札を実施することではなくて随意契約としてきたものであります。少なくともその判断に合理性があると考えており、また、地方公共団体の裁量の範囲を逸脱したものではないと考えております。平成26年度以前の各会計の決算についても決算認定をいただいておりますので、問題がないと思っ

ているところであります。ただ、今ほどの1点目から8点目の質問がありますので、それらについては、後ほど、担当から答えさせます。また、これについては、9月の決算特別委員会において塵芥収集及び衛生センター管理業務の一者特命随意契約について質問があり、その後、宮下議員の「議員活動報告書12」等の中に法令違反ではという疑問符を付けながらの表現がありましたので、私たちとしては、これが法令違反かどうか確認を実は北海道町村会顧問弁護士の弁護士法人佐々木総合法律事務所の佐々木泉顕弁護士に法律相談しており、その結果「貴町が塵芥収集及び衛生センター管理業務を一者随意契約で民間委託したことについては、違法性がないものと考えます。」との報告をいただいたところであります。その理由として「普通地方公共団体が締結する契約は、一般競争入札の方法が原則であり随意契約を含めその他の方法による契約の締結は例外的な方法とされております。地方自治法第234条第1項第2項の規定です。そして、同法施行令第167条の2第1項第2号は、随意契約の方法による契約が可能な場合についてその性質又は目的が競争入札に適さないものとするとき。と規定しているところ、最高裁判例では、同規定の該当性について単に競争入札の方法によることが不可能又は著しく困難かによって決めるのではなく、当該契約の目的内容に相応する質力・信用・技術・経験等を有する相手方を選定し、その者との間で契約を締結する方法を取るのが、当該契約の性質に照らし又はその目的を達成する上でより妥当でありひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながる場合かどうかによって決せられるとされ、その判断において普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量に委ねられるべきものとしております。一般的に塵芥収集及び衛生センター管理業務は、その特殊性として衛生・美観・臭気等の問題への配慮が必要であり、また、カラスや猫等による散らかしを防止するためにも短時間で効率的な収集が必要です。従って、業務の確実な履行を重視し業務を遂行するに足る施設を有し道路網や収集日・収集時間・分別区分を熟知しており、収集所の清潔さへの配慮等についても十分な能力を有する業者に委託することには合理性が認められます。過去の裁判例においても塵芥の収集運搬業務委託契約において随意契約の方法によることが地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の定めるその性質又は目的が競争入札に適さないものとするに該当するとして、適法との判断がなされているのが複数あります。貴町が業者と交わってきた業務委託契約についても特命理由・収集経路・収集場所・施設設備の維持管理等に精通している等の記載を拝見する限

り、業務の実施の実行性という点から、随意契約としてきたものと言えますから、少なくともその判断については合理的裁量の範囲を逸脱したものとは考えられません。従いまして、一者随意契約とした判断に違法性はないものと考えています。」との意見をいただいたところであります。もう1点、これも平成26年度決算特別委員会において「監査委員からの意見書には委託料が高止まりしている。委託料全般の見直しが必要。」との指摘ということで、これは「ゆみこの議員活動報告書12」の中で記載がありました。一般廃棄物収集処理及び衛生センター維持管理業務の委託料については、平成25年度と平成26年度のこの2箇年ではありますが、一者特命随意契約時の委託金額の積算は、前年度予算編成時に業者から徴収する参考見積りを参考として委託額を積算しております。これを、道の公共土木等の単価を参考にして積算した委託金額と比較すると、平成25年度は約23%金額にして705万円、平成26年度は約32%金額にして958万1,000円の道単価を使用した方が高くなることから、委託金額の積算は低く抑えられていると考えているところであります。以上、この2点については、9月決算特別委員会、その後の「ゆみこの議員活動報告書12」の中で宮下議員の言われたことについては、私から答弁させていただいたところです。今ほどの1点目から8点目の質問については、資料については朝から配付されておりましたが、質問内容については、今ここで質問を受けたというところで、全く準備時間がないわけですから、一つには住民課長の他に住民課長補佐にも出席いただくことをお許しいただきたいと思っております。

○ 議長 堀 広一 はい。

○ 議長 堀 広一 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 そして、個々の質問については、担当から説明させます。

○ 議長 堀 広一 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 1点目から8点目まで質問があったと思いますが、具体的なことでありますので、担当課長より答弁させます。

○ 議長 堀 広一 住民課長

○ 住民課長 清水 英俊 宮下議員からご質問がありました8点についてお答えいたします。1点目は、資料1の委託契約金と業者が提出する見積金額、町

の積算額が一致しているのはなぜかという質問ですが、初めに見積り合わせの仕組みとしてこの見積書の見積金額は、契約時に業者から徴収する見積金額であります。町の発注決議書の積算額に対する予定価格とこの業者の見積金額を比較し、予定価格と同額か下回っている場合、この業者の見積金額にて契約締結を行うため、業者の見積金額と委託契約金が同一となるものでございます。具体的には、平成19年度と平成21年度の水色の部分については、町の積算額と業者の見積金額、委託契約金3つの額が一致しております。これについては、先ほど申し上げた見積り合わせを行った結果、契約時の業者見積金額が予定価格と同額となったため、3つの金額が一致しているものであります。なお、ピンクの部分の平成23年度から平成26年度までの業者の見積金額には消費税が含まれていないということであります。見積金額に消費税を含めると委託業務契約書の委託契約金と一致するものであり、これについては、平成15年度から平成22年度と同様に委託契約金が一致するというところでございます。2点目は、資料1の平成18年度の委託契約の発注決議書の黄色の部分で、特命理由が「当社に4tトラックを購入させ平成H16からH20までの5年間償却期間があるため特命とする」とあるが「単年度契約であるはずなのに償却期間があるため特命理由とする」というのは、特命理由に当たるのか、との質問ですが、当時の担当者に確認したところ、この年度の担当者は「車両の償却期間が残っていることが特命理由になると誤った認識をしていた。」と確認しております。本来であれば、これを特命理由とするのではなく、従来どおりの特命理由とすべきだったと考えるところでございます。ただし、適用法令については、従来から一貫して月形町財務規則第140条の2第1項第1号の規定の摘要となっております。3点目は、資料1の発注決議書の摘要欄で、特命理由で「長年当町の収集業務に従事しているから。」とあり「これを一者特命とする理由はなじまない。」また「近隣に最終処分場の施設管理資格者を有しており、本町の最終処分場の維持管理を受託可能な事業所がないことを一者随意契約の理由としているが、岩見沢にも施設管理資格者はいるのではないか。このことが直接その相手しかそこしかないという理由になるのか。」という質問ですが、昨日、9日に町長が答弁したとおり、業務の実行性という点から随意契約を実施してきたものであります。また、近隣に受託可能な事業所がないことを特命理由としていることではありますが、当時の担当者に確認したところ「岩見沢市を含めた南空知管内の他の資格を有している業者に確認しても、その当時の現時点では「自社の管理業務以外の他の

施設の業務委託を受託する人員の余裕はない。」との回答があったため、これを理由の一つに上げたものでございます。4点目は、資料2の非課税経費についてであります。平成21年度のパッカー車の経費が全部抜けているが、これはどうしてなのかという質問ですが、以前のパッカー車の車検が2月であり、このため、平成20年度中に車検時の非課税経費が支払われ、また、平成20年度の国の補正予算の臨時交付金を活用したパッカー車の購入を予定し、平成21年度に購入することを決定しておりましたので、平成21年度当初の当該委託業務の積算には計上していなかったものであります。5点目は、資料3の車輛経費ということですが、燃料費の積算では3台分とフォークリフト分が別に計上されている。なぜ、この部分だけ別立てで支払うようになっているのかという質問ですが、平成17年度、18年度は、他の車輛と一緒に積算となっておりますが、当時、南空知地域ごみ処理広域化検討協議会において、ごみ処理の広域化に係わる検討を行ってまいりました。衛生センターのリサイクルセンターに係る経費をこの協議会のために算出しなければならず、このため平成19年度から燃料費3台分とは別に委託経費の積算を区分したため、このような積算となっております。6点目は、資料3の平成19年度以降について、燃料費の積算ではどのような積算の仕方をしているのかという質問ですが、平成22年度の当初予算編成時までは、業者から参考見積りを積算基準とし、平成23年度から前年度実績も勘案し算定しております。また、積算時には所要見込みの月額金額を算定し、これを元に1年間分の燃料費を計上しているところであります。7点目は、車輛に関する燃料費及び補修費は、委託料の最終月に精算するとされているが、精算した形跡がないのではないかという質問ですが、これについては、精算を行っておりませんでした。8点目は、資料3の平成17年度から平成20年度のパッカー車と2tトラックの維持修理費は、業者が負担するはずなのに町が負担している。修理費を町が全部負担していることは、町の所有車両と業者が持っていた所有車両と何が違うのかという質問ですが、それぞれ車両については、10年以上経過したため、修理箇所も多くなり、通常の修理のための毎年、積算に含めている補修費では経費を補いきれないため、前年度中に車両を確認して特別経費として修理費用を計上しているためであります。貸与車両については、町が賠償責任を負うものですが、業者に配置させる車両については、業者の車両のため業者が賠償責任を負うこととなっている点で相違点があるということでございます。以上、8項目についてのお答えといたします。

- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 答弁もれがあります。6点目の質問で「燃料費の積算はどのように算出しているのか。」ということで、その時、平成19年度の燃料単価を聞いているのですが、燃料費(3台分)、軽油、月2,500リットル、116円、燃料費(フォークリフト分)、ガソリン、月30リットル、116円と事例を出して、その後、どのようになっているか聞いています。今、積算について言われていなかったのです。
- 議長 堀 広一 住民課長
- 住民課長 清水 英俊 先ほども少しお答えしましたが、6点目の質問で、私どもの積算書では、積算時の所要見込みの月額金額を算定し、それを基に1年間分の燃料費を計上していると申し上げました。宮下議員は、平成19年度の燃料費の資料から前回、燃料費(3台分)、軽油、月2,500リットル、116円、燃料費(フォークリフト分)、ガソリン、月30リットル、116円ということですが、私どもの積算資料では、月額金額を元にしてこれを1年間の燃料費に計上しているということですので、ご理解いただきたいと思います。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 2回目の質問に入る前に、1回目の質問の町長の答弁に対して抗議したいと思います。
- 議長 堀 広一 町長の答弁は私が認めたもので、正当な答弁であったと思います。
- 議長堀 広一宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 その内容に誤りがあるので、それに対して抗議と質問があるのです。それと、今の内容についてです。
- 議長 堀 広一 別段、問題発言はなかったと思います。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 議長は、そのように思われているかもしれませんが、事実、誤認の部分もありますし、問題があるので、続けさせていただきます。
- 議長 堀 広一 2回目の答弁に相当、関連があるのですか。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 あります。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子君の2回目の質問に入ります。2回目の質問の前に抗議という文言が発言されましたが、この点については、訂正されますね。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 先ほどの部分は削除していただいてよろしいです。これから始めます。

○ 議長 堀 広一 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 2回目の質問に入ります。前回、町長から答弁をいただきました。その中身についてまず質問させていただきます。その後、今、住民課長から具体的な説明がありましたので、そこの質問に入りたいと思います。このような順番で進めたいと思います。前回、町長は答弁の中で、通告書の取扱いについて言われていました。町長は「通告書にはっきりした質問内容がなかった。」と非難をしていましたが、本来通告書は要旨を書くことと決められています。質問の詳細まで書かれている議員はいません。むしろ、私は毎回具体的に書いていますし、通告書に書いていない内容の質問をしたことがあります。今回も「情報公開制度で得た資料を使って質問する。」と明記しています。配付資料は私が作ったものですが、その元資料は町が提供したものであり、町が長年行ってきた行政の執行の記録です。町側が把握していて当然と考えます。また、通告書は本会議1週間前の議会運営委員会で確認したあと、すぐに町側に提示されます。今回は12月2日水曜日でした。これは、通告書の内容を十分吟味し、質問者と町側とが建設的な議論ができるようにするための準備期間で、もし、通告書の内容に疑問がある場合は、質問者本人か議会事務局に問い合わせ確認することができる期間となっています。私はこれまで議員になってから毎回欠かさず一般質問をしてきましたが、もう何年間も町側から事前の問い合わせを受けたことはありません。他の議員に確認したところ町からの質問内容の確認が行われているということでした。つまり、町は通告書の内容確認を一般的に日常に行っているのだから、私の質問内容が分からないのであれば、当然、私に確認しに来ればいいわけで、そういう手順になっていると考えます。それをしなかったというのは、町側が内容を十分に理解しているということに他ならないと考えます。このような正当な手続きがあった上での一般質問であるにもかかわらず、町が自らの確認作業を怠りながら「質問が解らなかった。」と言って、批判の矛先を私に向けるのは、お門違いも甚だしいと考えます。このような正式な手続きをとっている以上、町長の発言は、議会批判に当たるのではないかと考えますけれども、町長、いかがでしょうか。それが1点目です。2点目は、配付資料と質問内容についてです。一般質問での資料配付は原則禁止であるわけですが、今回の質問には細かな数字等が不可欠だったので、資料配布の

希望を議会運営委員会に伝え、本会議の前日朝に正副議長の決裁を受けました。その際、正副議長から質問内容の確認があったので、その時点で確定していた3項目を説明しました。その上で私から「資料は膨大なので、事前に町側や議員に配付させてほしい。」と要望しました。正副議長からは「かみ合った議論をするためには必要だろう。」と許可がありました。その後、正副議長は資料を持って副町長室を訪ね、資料と3つの質問項目を説明したと聞いています。このように、議会からの情報提供は十分しているにもかかわらず、町長は「資料は今朝いわゆる本会議の当日に配付された。質問はたった今聞いた。」と答弁していました。正副議長が前日に副町長のところに行って説明したことは町長には伝わっていないのでしょうか。町長と副町長の関係がどうなっているのか、そのあたりをお答えいただきたいと考えます。3点目は、質問されていないことを答弁することについてです。一般質問とは、議員の質問に行政側が答える場です。私は今回通告書に「情報公開制度により入手した資料を元にして質問する。」と明記しました。9月の決算特別委員会や私の議員活動報告書のことは、一切書いていません。にもかかわらず、勝手に予想し聞いていない内容の答弁を延々と演説するのはどうなのか。議長に許可を取れば何でも良いのか。月形町議会には質問回数の制限とともに時間制限もあります。町長が勝手な答弁を延々と続け、私の質問時間を浪費してしまった。これを許可した議長には厳正に対処していただき、質問時間には十分配慮していただきたいと要望するとともに、このようなことがもう行われないうことを町長に確認させていただきたいと思います。本当の内容に入る前に他にも問題点があるので、そこも質問させていただきます。4点目は、前回の答弁で弁護士の見解や最高裁の判例が持ち出されました。地方自治において基本的な法解釈は各自治体が独自に行うべきであります。何か問題があったときに弁護士に相談に行くのは良いわけですが、弁護士の判断に従ってそれを仰いでそのままにするというのは、いかがなものか。弁護士はあくまでも一つの見解を示すのであって、絶対に正しいというものではありません。ちなみに私もこの件について弁護士に相談しています。札幌市民オンブズマンに属する弁護士4人とこの件についてディスカッションをしました。違法性や問題性をお互い認識しています。つまり、町側の弁護士とは真っ向対立する見解であったということです。でも、それだからすぐに違法であると断定できないと考えますし、そのことをもってことさらこれは違法であるというつもりもありません。それよりもまず事実がどのようなになっているか調査する

ために今回の一般質問を行ったわけです。先ほども言ったように、私は違法性がどうかを確認するためにこの一般質問をしたわけではなく、事実の確認をするために情報公開制度により資料を入手して、どうなっているのか事実確認を中心に質問する予定でいました。でも、町長からこのような答弁が出ている以上、その答弁に対する質疑は当然進むわけですから、そのことについては、進めて行かざるを得ないと考えています。弁護士の見解をうのみにして物事を進めたら誤ることもあると考えられます。事実がどうなっていたのか慎重に調査することが、何よりも重要であると考えます。その点、町長はどのように考えますでしょうか。5点目は、最高裁の判例についてですが、これはいつの判例で、どのような内容なのかが非常に重要になりますので、このことを示していただきたい。判例は、個別の案件について審議した結果です。この最高裁判例が今、月形町で問題にしている内容と合致するのか検証する必要があります。また、時代は動いていますので、古い判例を持ち出してそれを信用すれば間違えることにもなります。前回の町長答弁の文言から、私がインターネット検索したところ昭和62年の判例が見つかり文言も酷似していました。もし、その判例を使用したなら大きな問題があると考えます。平成17年には国の談合事件があり平成18年に特命随意契約可能な事例が大幅に制限されています。また、2000年の地方分権の動きや市民監視の強化などから、この最高裁判例の後に同様の判例で違憲の判決も出ていますので、引き合いに出された最高裁判例の時期と内容が月形町のこの問題に関係があるのか非常に重要になるわけです。いつの判例でどういう内容だったのか示してください。6点目は、12月9日の町長答弁で随意契約が認められる根拠として地方自治法施行令第167の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適さないものとするとき。」の規定をあげています。しかし、月形町財務規則第140条の2第1項の規定では、随意契約であっても2者以上から見積りを取ることが求められています。これを一者特命にした理由として月形町財務規則第140条の2第1項第1号の規定によって「契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき。」としています。この時に適用した「契約の目的又は性質」とは一体何を指すのか、前回の答弁では示されていませんでしたので、お答えいただきたいと思います。7点目は、更に町長は、随意契約を行った根拠として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項第1号の規定をあげています。この規定は「正確に業務遂行ができる業者を選択すべし。」という規定です。そのため、町長は条件として施設、人員、

財政的な基盤の他、衛生、美観、臭気等への配慮があり、短時間で業務を遂行できるために道路網や収集日、収集時間、分別区分を熟知しており、収集所の清潔さへの配慮についても、十分な機能を有していることとしていました。このことは確かに随意契約を認める要件ではありますが、一者特命でなければならない理由にはならない。他に同様にこれらのことができる業者が存在しないことを証明する必要があるので、それを説明していただきたい。8点目は、町長は、一般廃棄物の収集処理及び衛生センター維持管理業務について「法律が経済性よりも業務の遂行の正確さを重視していると解される。」から一般競争入札ではなく随意契約をする必要があるという論理の展開だったわけですが、業務の遂行の正確さは随意契約が必須というのなら平成27年度から指名競争入札になったことはどのように説明するのか。これまでの論理展開では「競争入札にすることは、業務の正確さを無視しても良い。」となってしまうので、平成27年度からの一般競争入札との整合性をきちんと説明していただきたい。9点目は、今まで30年間1者しか存在しなかった有資格者が今年、突然3者に増えたが、それは何が変わったのか。先ほど住民課長の答弁で「他に問い合わせをしたけれど、それを受ける人員の余裕がなかった。」ということで、それがどうして平成27年度から3者に増えたのか。それも含めて十分な説明をお願いします。10点目は、業務遂行の正確さを重視するとはいえ、経済性を全く無視していいことにはなりません。先ほど1点目の答弁で、業者と見積り合わせを行った結果、予定価格と同額か下回る時は、業者の見積書がそのままの金額になり発注決議書もそれになるということでした。一方、先ほどの燃料費などは町側が全く単価を把握せず月々の金額を設定して、その根拠となるものがどこにあるかということが答えられないようなはっきり言ってずさんな予算査定をしておきながら、それがどうして一致すること自体もおかしいと判断するわけです。結局、前年度の金額そのままを引き継ぐ場合、委託金額の公正さはどのように保たれていると考えるのか。実は、様々なガイドラインがインターネットを引きますと出てきます。随意契約でやる場合には、積算根拠や中身を透明に示すことが疑義をもたれないための必要条件であるということで、ガイドラインを設けてそれに従って何を行ってどのような金額で行ってこのようなかたちになったなどがオープンになっている時代にあって、昨日の答弁、先ほどの住民課長の答弁に対して言うと、経済性を全く考えず、尚且つ、透明性についても考慮されないまま金額をそのままのみにして、それを妥当であるとしているようにしか私に

は聞こえませんでしたので、それについても答弁をお願いします。以上、10項目になりましたので、もう一度、整理させていただきます。1点目は、通告書の取扱い。2点目は、配付資料と質問の内容について。3点目は、質問されていないことを答弁したことについて。4点目は、弁護士の見解について、事実を調査することが実際に重要ではないかということについて。5点目は、最高裁の判例は、いつ、どのような内容だったのか。6点目は、契約の目的と性質はなんだったのか。7点目は、施行令に示す要件を満たす同業者は、他になかったということか。8点目は、平成27年度に入札したこととの整合性。9点目は、平成27年度になって有資格者が1者から3者になった理由とその要因。10点目は、委託金額の公正さはどのように保たれているのかということです。宜しくお願いします。

○ 議長 堀 広一 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 お答えいたします。1点目は、事前の協議について、それぞれ質問のすり合わせ等々を他議員とは行っているのに私の所には来ていないということですが、私も当初の段階で宮下議員に一般質問について事前のすり合わせを何回か行ったけれども、その時に具体的な内容として「このような質問をしますからこのような準備をしてください。」ということは、なかったと感じます。逆に「私が何を質問してもいいでしょ。」ということで、その後、宮下議員は、すり合わせすることがお嫌いなんだと判断をして、今回にきているというのが実際のところであります。2点目は、配付資料と質問内容について、配付資料があるのなら、議会事務局を通して一般質問通告に基づく一般質問通告書を提出するときに提出してもらえれば、私たちとしては、もう少し、きちんと答弁ができたのではないかという気がしております。また「情報公開条例に基づく文書をあなたは取り寄せて、それに基づいて質問しているのだから町側がすぐに即答できるのが本当でしょ。」ということですが、10年以上も前の資料を持ってきて、現在、答弁書を作成するのは、全く住民課にタッチしていない課長、課長補佐がしなければならない。また、当時の職員にも確認するということになったら、具体的なものをもう少し明示していただかなければ、即答はできないというのが、実際のところであると思っております。3点目は、一般質問以外の答弁をしたことはどうなのかということですが、最初の通告書の内容にもありますとおり「今年9月の平成26年度決算特別委員会審議において、約30年間に渡り標題の契約事実が明らかになったが、十分な説明はなされなかった。」という文言が書かれていま

す。質問の内容がよく分かりませんし、8項目に渡る質問があるのなら事前に
いただければ私たちとしてもしっかり準備ができましたが、そんな中、
私は何を答えたらいいのか、まず、町長は「十分な説明はなされなかった。」
ということでもありますから、これについては、しっかり言いたいと思って
説明したところでありました。4点目は、弁護士の見解についてですが、弁護
士に相談したのは、ケース・バイ・ケースもありますし、その中でいわゆる
「法令違反ではないのか。」と表現されたのが9月の決算特別委員会もしくは
「ゆみこの議員活動報告書12」で出てきております。法令違反かどうかは、
私たちはいわゆる法律家のプロではありませんから、そのような質問があっ
たことに対する答えをしっかりと見つけて行かなければならないので、そのた
めには専門家に相談することは当たり前のことであると考えているところ
です。弁護士の皆さんの立場で、それぞれ解釈が違うことは世の中の多くの事
例でもありますから、そのことが全てとは言いませんが、私たちが町村会の
顧問弁護士に頼んで判断してもらい、それを一つの根拠としたところであ
ります。5点目は、一般質問の答弁で事例があがっているけれど、それはいつ、
どんな内容のものかということですが、一つには、昭和62年3月20日、最高
裁判所第二小法廷民集第41巻2号の189頁です。もう一つが、平成24年3月9
日、宮崎地裁の判決、もう一つ、平成15年11月12日、東京地裁の判決、こ
れらが佐々木弁護士からいただいた引用の日付となるかと思えます。

○ 町長 櫻庭 誠二 6点目は、一者随意契約をしていたのはなぜかということ
ですが、先ほども説明しているとおおり、理由書の摘要に南空知の業者のみな
さんに聞いた結果として、今、月形町まで委託業務ができる人員的余裕がな
いということで、その確認はしているところであります。それが一つである
と思っています。

○ 議長 堀 広一 ただ今の町長答弁で、宮下議員からの7点目の質問事 項に
ついて、分からない点があるということで、宮下議員に問います。7点目の質
問内容を再度、説明してください。

○ 議長 堀 広一 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 7点目は、町長が随意契約を行った根拠として、廃棄物
の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項第1号の規定をあげました。
この規定は「正確に業務が遂行できる業者を選択すべきだ。」という内容の
規定になっています。正確に業務が遂行できる業者というのは、どういう条
件にあてはまる業者なのかということで「そこに施設、人員、財政的な基盤

の他、衛生、美観、臭気等への配慮があり、短時間で業務を遂行するために 道路網や収集日、収集時間、分別区分を熟知しており、収集所の清潔さへの配慮についても、十分な機能を有していることと。」言われていたと思います。それができていたら随意契約をしていいと認める要件ですから分かりますが、随意契約は、先ほども月形町財務規則にもあるように基本随意契約であっても2者以上から見積りを取ることを規定していますので、これを言ったからといってその1者しかないということにはならないわけです。だから、こういうことができる今、言った業務の条件を満たし、正確に業務遂行ができる業者が他にいないことを証明しなければいけない。それでなければ、そのことを盾に一者特命にはできないということです。でも、その説明はなかった。富士工業は、この規定にあっていることは分かるけれど、この規定に合う他の業者はなかったのかということに対して答えていない以上、富士工業が一者特命であるということを証明することにはならないということで、そこについて答えていただきたいということです。

○ 議長 堀 広一 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 整理いただきありがとうございます。今ほど言われたとおり、それが随意契約するための条件であります。それなら、随意契約と言いながら2者以上からすべきではないかということですが、一者随意契約というのは、2者から取ったら一者随意契約にはならないので、一者随意契約の条件としてこれが認められているのであれば、それでいいと感じます。それから、先ほども申し上げたとおり、南空知管内の業者にその意志その他について確認した結果としても、他の業者が「今の状況、条件では、月形町に向かって委託できるような状況になっていない。」という確認も取っていますので、それを条件としてきたところであります。8点目は、平成26年度まで一者随意契約でやっていたものが平成27年度から3者の指名競争入札にしたのではないかと、それでは整合性の説明がつかないということですが、今回、私たちの町の収集方法については、今までとは随分と変わりました。そして、単年度契約から3箇年契約と内容を変更したところあります。その中で、実は5者の指名をしました。うち2者は棄権、3者となり、そのうち85%を落札ラインとしましたので、1者については、落札ラインを下回るということで実際は2者が適用で判断し現在の所に落ちたわけであります。正しく、単年度から3箇年と契約条件が変わったことが一つにあり、もう一つ、今までとはごみ

処理方法が全く変わったというのが、今回、入札をもってやるということに変えた主な要因であります。

9点目については、簡単なメモを取ったのですが、これについてももしっかり質問趣旨が分からないので、もう一度、議長、確認してください。

○ 議長 堀 広一 10点目の質問はよろしいですか。

○ 議長 堀 広一 宮下議員に再度、9点目の質問について、把握しきれなかったもので、もう一度、確認したいので、説明をお願いします。

○ 議長堀 広一 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 9点目の質問内容を確認するまでもなく、8点目の答弁と一緒に9点目も答弁しているので、それで十分なのでそのままです。

○ 議長 堀 広一 それでは、10点目の答弁ということで、お願いします。

○ 議長 堀 広一 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 10点目は、見積価格と業者が提出した見積りが一致しているのはおかしいのではないかと、積算の根拠がはっきりしていないのではないかとということです。それがいくら経済性とは言わなくとも経済性もしっかり追及していくということでは、積算があまいのではないかとということです。私たちとしては、それぞれ、業者からもらったものを基準として積算根拠としてきたわけですが、経済性を含めて前回は答弁しておりますが、道の公共事業単価を基準とした場合、平成25年度、平成26年度の2箇年で計算すると平成25年度は、約700万円道の単価が高くなる。平成26年度は、950万円委託料が高くなるということです。平成27年度からの業務委託については、道の単価を基準としていますから、正しく、3者の一般競争入札と言いながら今までの一者随意契約より基準としては高くなったというのは、実際のところありますので、それをもって理解していただきたいと思っております。

○ 議長 堀 広一 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 答弁もれがあります。2点目の答弁で、配付資料について、私は「前日、正副議長が資料を持って副町長のところに行って説明した。」と聞いているが「それがどのようになっているのか。そのあたりはどうか。」と質問しているのですが、それに対して全く答弁がありませんでしたので、お答えいただきたいと思っております。

○ 議長 堀 広一 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 前日、副町長室に正副議長が来られたということで、私も外出から帰ってきてお二人から説明を聞いたところで、8項目の質問のうち聞いたのは3項目という状況ですから、8項目全部を聞いているのであれば、多少の準備はできたと思います。今の質問の内容を1日、2日で答弁書を書き上げるもしくは調べることは、極めて厳しい状況であったと思います。9日に本会議をやって休会をいただいた中でも職員にとっては、残業休日出勤を重ねながら確認をして今日にきている状況であります。

○ 議長 堀 広一 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 ただ今、答弁もれの説明を聞いたのですが、質問の3項目について、私は、その時、質問が8項目あるとは言っていなくて、ただ、3項目だけはきちんとお伝えしたわけですから、それだけでも十分お答えするのが普通の一般質問であると思います。この資料を元にやることを副議長が伝えていますが、それを副議長からきちんと伝えたことは、この前の議運でもしていただきました。それで、1日前だったからできなかったということですが、元々どれだけ準備していたのか。1週間あったのはなんだったのか。先ほど、町長の答弁の最初に「宮下議員はすり合わせが嫌いなんだと判断した。」ので今まですり合わせは一切行わなかったということですが、別に私がすり合わせが好きか、嫌いか、そんなことはどうでもいいのではないかと。それに、私は、そんなことを聞かれたこともないし勝手に判断するのはどうかと思います。それよりも、本質は一般質問がきちんとかみ合って議論の場になるかどうかということが重要で、中身が分からないのであれば、当然、好きか、嫌い以前の問題として、きちんと手続きを踏むべき、それこそ手続きであると思います。他の議員の所には行って私の所には来なかったということと、今回の答弁がきちんとできないということの正当性にはならない。全然、分からないのであれば、それこそ通告時から言っていたいただければよかったと先ほどの町長の答弁を聞いて改めて思いました。1点目から3点目については、これ以上、言うこともないわけです。それから、弁護士についても、基本的に町長が言われたように相談に行くことは必要であると思いますが、それを根拠に法令違反ではないと判断を下したのは町長ですから、弁護士だけを引き合いに出す必要もないし、最高裁の判例において、先ほど言われた昭和62年3月の判例は調べが付いており、これはうちの業務委託とはまるで形態が違っている判例でした。元々の工事があって、工事を施工した業者でなければ管理ができないということで、一者随意契約していることについてどうい

ことかという判例だったと私が調べた範囲内で分かりました。その他2つの判例については、どこか分からないので知りませんが、それでも中身がきちんと示されなければ、判例を引き合いに出してもしょうがないということは、十分ご理解いただけたと思います。7点目の質問については、再度説明させていただきましたが、細かな要件として条件を満たしていることが随意契約には当てはまるけれど、それが一者特命ではないことを理解していただかないと、随意契約は一者特命でやることだけではなく、随意契約には3種類あって、それは行政の方に言う必要もないと思いますが、財務規則にも書いてあるように基本随意契約をやるにしても2者以上で行うことになっているのだから本来の財務規則をきちんと運用するとなれば、先ほど言った要件では満たされないことを質問しているのに、それでいいと思っていたというのならそもそもその前提が間違っていると思います。基本、行政の行うことは、入札が前提、でも一部のものについては、随意契約も認められる。ただし、それは、財務規則に基づいているもの、様々な法令に基づいてかなり限定的であって、それらはきちんと説明されなければ行われぬことにもかかわらず、今の説明ではそのことが不十分だったと思います。また、住民課長の答弁で、南空知の業者に聞いた結果として人員がないのでできないというのであれば、それをきちんと文書に残して、それが見積りを取ったことと同じように書類をそろえることが2者以上を対象にしてやるという行政の手続きになるのではないですか。口頭でやっているのですか。見積りのように書類がきちんと整っているのか。そこはきちんと答弁していただきたいと思います。それから、平成27年度で契約期間とごみ処理の方法が大きく変わったということで、3年契約になったことは確かに変わっていますが、ごみの処理方法については、別にうちが焼却炉を持ったわけではなく、ただ岩見沢市まで運ぶようになっただけであり、また、範囲が多少広がったことはもちろん違いますが、それらが本当に随分変わったことになるのか分かりませんが、普通に考えるとそのようには思えません。それから、先ほどの説明で落札ラインを85%に設定したと言われましたが、予算特別委員会審議のときに「最低ラインを設けていて最低ラインに引っかかったのか。」と聞いたら「この委託業務を遂行するに『足りうる額』の設定があって『足りうる額』より下回った業者には発注しなかった。それを超えた者で最低ラインの者をやった。」と記憶しており、85%のラインが引いてあったとは聞いていないのです。そのときの「足りうる額」の根拠を示してほしい。「いくらなのか。」あるいは「どういう計

算でやったのか。」と聞いたときも「足りうる額」であるとだけ副町長が答弁したと記憶しています。なぜ、このように85%のラインと今頃そんな事が出てきたことが、私には解せません。それから、最後の積算が道単価を基準にしたところ数百万円安かったといいますが、月形町における他の入札や随意契約の業務委託全てを道単価でやったとき、みんな道単価と同じようになっているのですか。元々が全体的に月形町の給与水準や様々な物資の水準が下がった場合は、道単価で積算した場合と比べてはるかに他の事業も低い可能性もある。私は計算していないので分かりませんが、ここだけとってことさらに道単価に比べてこれだけ安いという説明をされても全然話にならない。先ほど住民課長の説明の問題の燃料費です。燃料費は、以前の決算時にも話が出ていましたが、月2,500リットルの資料が手元にあったとき「2,500リットル、本当にそんなに使っているのか。」ということが出ていたのに今の説明だったら何リットル使ったかは関係なく月ごとの単価等を積算してやっているということ。それから、その中身についてきちんと検証したのか。先ほど言ったように住民課長の答弁で、1回目の7点目の質問の答弁で、積算を仕様書に「『実績に応じて委託料の最終支払い月に精算とする』と明記されているが、そういう痕跡がなかったけれど、実際はどうなっているのか。」と質問したら、精算していなかったという答弁でした。そんなことをやっているような契約なのに、その前年度からのものを用いてやって、それが正当であるということにはならないのではないかと。そこをさも堂々ときちんと積算しているということ自体が私には信じられない。先ほどの答弁を色々聞いていてもずさんな管理が様々なところでなされていることを、一つずつ追っていくと何時間あっても足りないのではないかと思うような答弁だったので。そういうことで、私は、今、いくつか申しましたけれども、この随意契約をやった中の金額の妥当性や透明性あるいは中身で、その1者でなければならぬ根拠が、どうしても理解できませんでした。先ほど言ったように基本的に行政は、手続きを重要視して手続きに従って物事を進めるのであれば、南空知の他の業者に聞いて、それができる業者がないというものがあつたら、その書類をもらってきちんとそれを付随させて、手続きを完了すればいいものを、口頭でそのようなことをした。口頭でないかもしれない。手続きした書類があるなら出していただきたい。その上で、そうだったとすれば、はなから一者特命でやるという方向で物事言っていて、金額も前年度の金額

を元にやっていく、そういうかたちでやっていたのではないかと思います、そこはいかがだったでしょうか。

○ 議長 堀 広一 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 何点かあって、頭の中の整理がつかないわけですが、私が答えられるところから答えます。もういいということでしたが、最高裁の判例は昭和62年の判例だから古すぎて何の役にも立っていないのではないかといいました。その後の裁判事例でも同じ条件ではないけれど、この判断基準を元として判例が出ているということがありますので、お分かりいただきたいと思っています。また、一者随意契約の中で随意契約と言いながら2者以上の見積りを取った中での随意契約なら分かるけれど、もし、その理由があるのなら、それなりの顛末書等々の整理をしておくべきではなかったのかということで、顛末書もしくは報告書等の書類として残していないことは、ご指摘のとおりであると思っております。以下について、担当で答えられるものがあれば、答弁させます。

○ 議長 堀 広一 住民課長

○ 住民課長 清水 英俊 お答えさせていただきます。燃料費の積算、また、委託料全体についてきちんと積算されているかということだったと思います。そこで、答弁を繰り返すかたちになるかと思いますが、先ほどの6点目の質問ですが、燃料費の積算について平成22年度までは、当初予算編成時には、業者からの参考見積りを積算基準として勘案し積算しており、平成23年度から前年度実績も勘案し算定しております。また、委託料全体についても当初予算作成時に業者から参考見積りをいただき、それを勘案して積算させているということで、ご理解いただきたいと思っています。

○ 議長 堀 広一 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 今、最後に住民課長が説明しましたが、これは担当が答えるレベルのことではないと思いますので、最後はきちんと町長に答えていただきたいと思っています。平成27年度の入札に富士工業も参加していますが、最終的に5者で指名競争入札したけれど3者になった中で、先ほどの説明から85%以下の安すぎる1業者を外して残り2者のうちから一番安い業者を選んだということで、今やっている空知環境になったわけです。そうすると、富士工業はもっとも高い値段を入札時に示したとなるわけです。それは、自分たちで見積りを出しているのが業務内容は変わるけれど人員配置、月形町全体の運行経路なども熟知して様々なことを知っている富士工業が出してきた

見積りが一番高かったということは、これまでの見積りは高止まりしていたのではないかと考えられなくもない。先ほど住民課長が説明されていたように前年度実績を業者から聞いてそれを参考見積りにして次年度は行ったと言いますが、私が把握している段階のところでも2,500リットルも使っていたのか疑問になるようなものですので、中身の何リットル使って単価はいくらで計算したのか分からないものを根拠に次年度もやっていくようでは検証もできない。本当にそれだけ使っていたのか。もしかしたら3台以外の車にも入れていたかもしれないし、どこまで使っていたのか検証もできない。尚且つ、精算しなければならぬものを精算もしていない。そんなずさんな計算をずっとしてきて問題ないということにはならないと、どう考えても私は思うのです。町民の感情としてもそんないい加減な予算立てや契約をしていたのかと多くの方は思うと思います。本来、仕様書に書かれている精算行為をしていなかった。それもそんなに過去のことでない平成22年度から平成25年度までのことで、仕様書になんとか知らないけれど5年間のところには書いてありましたが、平成26年度は精算行為の文言すら仕様書からなくなっているのです。そんなことだから、本来、戻ってくるかもしれない少なくとも補修費がずっと60万円というのが果たしてどれだけ使われていたのかさえも分からないし、燃料費はもっと何十万円にもなるかもしれないし、本当に実態が分からない状況、このような現実が分かって、これからどのように町長は対処しますか。過去のことから水に流すのか。それとも、どのようにするつもりでいるのか。今、自分たちはやらなかったと認めたから、あるいは書類がない、そのようなことはしていないあるいは手続きとは違うけれど一者特命でやってきた。口頭では様々きちんとやるべきことをやってきたと説明されていましたが、どう考えても私は行政の手続きとしては瑕疵があるし不作為であったと考えますが、今回の件を町長はどのように考えているのか、答弁いただきたいと思います。

○ 議長 堀 広一 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 今までの経過でいわゆる町が積算を含めて不作為や瑕疵があったということですが、これらについて私はないと判断しているところで、今までの報告についてもそれなりに適用してやっていた。ただし、具体的な小さな部分でまだ疑念があるから説明を求めたいということであれば、なるべく当時を振り返りながらやっていきたいと考えております。ただ、平成22年度から平成25年度の4年間に渡って精算行為をしなかったというこ

とで、平成26年度はどうしてその行為自体がなくなったのかということですが、これを担当者に聞いたところ4年間精算行為をしなかったのも、その後、条件を外したということ、精算行為をしないう方法にしたところでもありますので、今後において具体的なところで、もし、説明を求めるとすれば、これからも誠実に調べていきたいと考えているところでもあります。ただ、今回の契約に向かっていく中では、昨年の予算委員会だったと思いますが、宮下議員から「今年からの契約条項について指名競争入札でやるのですか。」という質問について「指名競争入札を検討します。」ということで、今回そのように変わったところでもあります。今まで金子議員からも「従業員の賃金があまにも安すぎるのではないか。ワーキングプアという問題があるのではないか。」という質問も含めて、今回、指名競争入札でやることについても、なるべく仕事をしていく人たちのワーキングプアをなくすことも考えながら今回の最低入札率を決めたわけでもあります。先ほどの答弁で85%と申し上げましたが、これを83.3%に訂正させていただきたいと思っております。